◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（国土交通省）

1　大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置することとした。（第二〇条関係）

2　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二一条関係）

3　海事局に海技・振興課を設置することとした。（第一五四条関係）

4　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（環境省）

1　大臣官房に新たにサイバーセキュリティ・情報化審議官を置くこととした。（第一〇条関係）

2　政策評価広報課を廃止し、総合調整事務を総務課に一元化するとともに、従来政策評価広報課が所掌していた事務を秘書課及び総務課に移管する等の整理を行うこととした。（第一二条～第一四条関係）

3　総合環境政策局環境保健部企画課の名称を「環境保健企画管理課」とすることとした。（第一九条及び第二四条関係）

4　自然環境局に自然環境整備課を設置するとともに、これまで国立公園課において行ってきた「温泉に関する事業の振興」の業務を自然環境整備課に移管することとした。（第三七条～第四一条関係）

5　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（原子力規制委員会）

1　原子力規制庁長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職の増員を行うこととした。（第五条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第一二四号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置くとともに、大臣官房審議官の人数を七人から六人に減員することとした。（第一〇条の三及び附則関係）

2　防衛政策局防衛政策課の所掌事務である国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関することを同局国際政策課に移管することとした。（第一九条、第二二条及び第二四条関係）

3　防衛装備庁調達管理部調達企画課の所掌事務である装備品等の標準化の促進に関することを同庁装備政策部装備制度管理官に移管することとした。（第一七三条、第一七六条、第一九〇条及び第二〇一条関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

大臣官房に新設されるサイバーセキュリティ・情報化審議官を幹部隊員とすることとした。（第五一条の五関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　事務官等に対して適用される俸給表から一般職の職員の給与に関する法律別表第六ロの俸給表を除くこととした。（第三条、第一二条の六、第二七条、別表第四及び別表第八関係）

2　防衛大臣の定める艦船の乗組員に支給される乗組手当の月額を改めることとした。（第一二条関係）

3　大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官が新設されること等に伴い、俸給の特別調整額の対象官職及び種別を改めることとした。（別表第三関係）

4　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、海上警備等手当が支給される職員の範囲を拡大するとともに、当該職員に支給される額を定めることとした。（別表第五関係）

四　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第五条、第七条、第九条、第一〇条及び第一一条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二六号）（内閣官房）

1　国家公務員法第一〇六条の四第一項の規定により再就職者による依頼等が規制される離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者に人事院の事務総局に置かれるサイバーセキュリティ・情報化審議官、公正取引委員会の事務総局に置かれる官房に置かれるサイバーセキュリティ・情報化参事官及び会計検査院の事務総局に置かれる官房に置かれるサイバーセキュリティ・情報化参事官を加えることとした。（第一二条関係）

2　国家公務員法第一〇六条の四第二項の規定により離職した日の五年前の日より前に就いていた局等組織に属する役職員等への依頼等が規制される国家行政組織法第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職に人事院の事務総局に置かれるサイバーセキュリティ・情報化審議官及び参事官、公正取引委員会の事務総局に置かれる官房に置かれるサイバーセキュリティ・情報化参事官並びに会計検査院の事務総局に置かれる官房に置かれるサイバーセキュリティ・情報化参事官を加えることとした。（第一三条関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二七号）（総務省）

1　平成二八年度における恩給改定率を〇・九七八とすることとした。

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第一二八号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

平成二八年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条及び第一四条の九関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二八年度における国民年金法による特別一時金の額を改定することとした。（第一三六条関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

平成二八年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率並びに国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率の改定等をすることとした。（第一条～第四条及び第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

平成二八年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（第二条、第四条及び附則第二条第二項関係）

五　関係政令の一部改正関係

関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

六　所要の経過措置を規定することとした。（附則第二条～第五条関係）

七　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一二九号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）及び関係政令について、公務障害年金算定基礎額の特例を定める等所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第三条及び第四条関係）

2　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三七年政令第三九三号）で定められた公法人に厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八二号）附則第四八条第一項に規定する指定基金を指定することとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行し、一部の規定は、平成二七年一〇月一日から適用することとした。